

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年10月21日

千葉市監査委員	大 木 正 人
同	宮 原 清 貴
同	小松崎 文 嘉
同	麻 生 紀 雄

3千総業第204号

令和3年10月13日

千葉市監査委員 大 木 正 人 様
同 宮 原 清 貴 様
同 小松崎 文 嘉 様
同 麻 生 紀 雄 様

千葉市長 神谷 俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
3. 個人情報の取扱いについて（指摘）【各課】（報告書 P64） 個人情報を取り扱う委託契約では、委託契約書で「個人情報取扱特記事項」を定めるとともに、委託先事業者から同特記事項第3（適正な管理）等に従い、個人情報管理責任者及び研修等の実施計画の報告を求めなければならない。 一方、本監査の詳細調査において、個人情報の取扱いに関連して「個人情報の取扱いが想定されないにも関わらず個人情報取扱特記事項を含めている（ただし、必要書類は徴収していない）」、「個人情報を取り扱う委託事務としているにも関わらず個人情報取扱特記事項で定める必要書類を入手していない」という状況が見受けられた。 このような状況が生じている原因として、個人情報を取り扱う業務を外部委託することの重要性の認識が欠如していることに加え、委託する業務の仕様内容に基づき、個人情報を取り扱うか否かの判断や取り扱われる領域に対して十分な検討が行われていない、個人情報の定義が発注課で十分理解されていないことが考えられる。 【指摘】 業務を外部委託する際には、委託内容に個人情報が含まれるかどうかを十分確認の上で委託契約書を作成するとともに、個人情報の取扱いが委託内容に含まれる場合には、委託先事業者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じているかどうかを確認されたい。 市が個人情報を含む委託業務を履行させるに当たっては、「千葉市個人情報保護条例」（平成17年千葉市条例第5号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守する必要がある。「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報管理責任者の設置状況、個人情報を取り扱う際の遵守すべき事項等を周知させるための研修等の実施計画についての報告を求め、個人情報の適切な管理のための措置が図られているかどうかを十分に確認する必要がある。	個人情報を取り扱う委託契約については、平成31年3月25日に、政策法務課市政情報室長が、各所属長に対し「個人情報取扱特記事項の遵守について（通知）」を発出し、個人情報取扱特記事項の遵守について周知徹底した。 これに基づき、各所属において、個人情報を取り扱う事務の委託を行うときは、「個人情報取扱特記事項」の内容を委託事業者に遵守させるよう徹底し、委託事業者から必要書類を徴収するとともに、委託する事務が個人情報を取り扱うものでないときは、委託契約書に「個人情報取扱特記事項」を含めないこととした。